

議案第 40 号

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 15 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「第 3 条から第 7 条関係」を「第 3 条—第 7 条関係」に改め、同表駅前中心商業地区の欄中「この限りではない」を「この限りでない。」に、「第 2 条第 1 項第 1 号から第 8 号」を「（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで」に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に、「建築物を除く」

を「建築物を除く。」に改め、住工共存地区の欄及び工業地区の欄中「第8号」を「第5号まで」に、「建築物を除く」を「建築物を除く。」に改め、同表（き）の項中「自動車車庫を除く」を「自動車車庫を除く。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項及び第2項に規定する届出について適用し、同日前になされた届出については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

瑞穂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

新							旧						
別表第1 略							別表第1 略						
別表第2(第3条—第7条関係)							別表第2(第3条から第7条関係)						
1 略							1 略						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
2 略							2 略						
略	略	略	略	駅前中心商業地区	住工共存地区	工業地区	略	略	略	略	駅前中心商業地区	住工共存地区	工業地区
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
				(1)幹線道路や駅前広場に面する部分で一階を居住の用に供するもの(玄関、階段等はこの限りでない。)	(1) 略	(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第5号までに規定する「風俗営業」の用に供する建築物					(1)幹線道路や駅前広場に面する部分で一階を居住の用に供するもの(玄関、階段等はこの限りではない)	(1) 略	(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第8号に規定する「風俗営業」の用に供する建築物
				(2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律	(2)風俗営業」の用に供する建築物	(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に					(2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1	(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に	(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に

<p>第122号)第2条第1項第1号から第5号までに規定する「風俗営業」の用に供する建築物</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第37号)に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の用に供する建築物(瑞穂町内で発生した一般廃棄物処</p>	<p>法律に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の用に供する建築物(瑞穂町内で発生した一般廃棄物処理施設の用に供する建築物を除く。)</p>	<p>規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の用に供する建築物(瑞穂町内で発生した一般廃棄物処理施設の用に供する建築物を除く。)</p>				<p>号から第8号に規定する「風俗営業」の用に供する建築物</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の用に供する建築物(瑞穂町内で発生した一般廃棄物処理施設の用に供する建築物を除く)</p>	<p>規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の用に供する建築物</p> <p>(瑞穂町内で発生した一般廃棄物処理施設の用に供する建築物を除く)</p>	<p>る一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の用に供する建築物(瑞穂町内で発生した一般廃棄物処理施設の用に供する建築物を除く)</p>
--	--	---	--	--	--	---	--	---

			理施設 の用に 供する <u>建築物</u> を除 く。)						
略	略	略			略	略	略		
(き)	略	略	(1) 略 (2) 物置その他これらに類する用途 (<u>自動車車庫を除く。</u>)に供し、軒 の高さが2.3m以下で、かつ、床面積 の合計が5m ² 以内であるもの (3) 略		(き)	略	略	(1) 略 (2) 物置その他これらに類する用途 (<u>自動車車庫を除く。</u>)に供し、軒の 高さが2.3m以下で、かつ、床面積 の合計が5m ² 以内であるもの (3) 略	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項及び第2項に規定する届出について適用し、同日前になされた届出については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>									